

## 令和8年第1回定例会 市民厚生常任委員会審査記録（2日目）

- 1 日 時 令和8年3月10日（火） 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題
  - 議第38号 村上市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について
  - 議第39号 村上市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について
  - 議第40号 村上市乳児等通園支援事業に係る利用者負担額に関する条例制定について
  - 議第41号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
  - 議第42号 村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
  - 議第43号 村上市民の命の大切さと心の絆を深める条例及び村上市民の命の大切さと心の絆を深める自殺対策検討委員会条例の一部を改正する条例制定について
  - 議第44号 村上市児童館条例を廃止する条例制定について
  - 議第45号 生きがいデイサービスセンター山北ほたるの家条例を廃止する条例制定について
  - 議第57号 令和7年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
  - 議第58号 令和7年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
  - 議第59号 令和7年度村上市介護保険特別会計補正予算（第3号）
  - 議第12号 令和8年度村上市国民健康保険特別会計予算
  - 議第13号 令和8年度村上市後期高齢者医療特別会計予算
  - 議第14号 令和8年度村上市介護保険特別会計予算

### 4 出席委員（7名）

|     |           |     |           |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1 番 | 渡 辺 昌 君   | 2 番 | 長谷川 孝 君   |
| 3 番 | 川 村 敏 晴 君 | 4 番 | 大 滝 国 吉 君 |
| 5 番 | 山 田 勉 君   | 6 番 | 上 村 正 朗 君 |
| 7 番 | 鈴 木 一 之 君 |     |           |

### 5 欠席委員（なし）

### 6 地方自治法第105条による出席者

議 長 三 田 敏 秋 君

### 7 委員外議員（なし）

### 8 オブザーバーとして出席した者（なし）

### 9 説明のため出席した者

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 副 市 長             | 大 滝 敏 文 君 |
| 政 策 監             | 須 賀 光 利 君 |
| 税 務 課 長           | 永 田 満 君   |
| 同 課 市 民 税 室 長     | 鈴 木 孝 志 君 |
| 同 課 市 民 税 室 副 参 事 | 百 武 美 奈 君 |
| 保 健 医 療 課 長       | 押 切 和 美 君 |
| 同 課 国 保 室 長       | 林 洋 一 君   |
| 同 課 国 保 室 副 参 事   | 渡 邊 智 雄 君 |

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 同課健康医療政策室長      | 船 山 幸 文 君 |
| 同課健康医療政策室係長     | 大 滝 磨 子 君 |
| 同課健康サポート室長      | 中 川 紀 子 君 |
| 同課健康サポート室主幹     | 東海林 清 美 君 |
| 同課健康サポート室主幹     | 田 嶋 真理子 君 |
| 介 護 高 齢 課 長     | 土 田 孝 君   |
| 同課高齢者支援室長       | 川 村 勇 治 君 |
| 同課高齢者支援室副参事     | 大 矢 かおり 君 |
| 同課地域包括支援センター長   | 田 中 加代子 君 |
| 同課地域包括支援センター副参事 | 志 田 亜 紀 君 |
| 同課地域包括支援センター副参事 | 八 幡 英 俊 君 |
| 同 課 介 護 保 険 室 長 | 瀬 賀 由 香 君 |
| 同課介護保険室係長       | 石 山 寛 子 君 |
| 福 祉 課 長         | 太 田 秀 哉 君 |
| こ ど も 課 長       | 高 橋 朗 君   |
| 同課子育て政策室長       | 長谷部 淳 君   |
| 同課子育て政策室副参事     | 渡 辺 悟 君   |
| 同課子育て支援室長       | 小 野 由 香 君 |
| 同課子育て支援室主幹      | 菅 原 弥 生 君 |
| 同課子育て支援室副参事     | 菅 井 学 君   |
| 同課子育て支援室副参事     | 志 田 真 弓 君 |
| 同課子育て支援室係長      | 高 橋 洋 樹 君 |
| 山 北 支 所 長       | 大 滝 きくみ 君 |

# 10 議会事務局職員

|     |         |
|-----|---------|
| 局 長 | 内 山 治 夫 |
| 書 記 | 山 田 ひろみ |

(午前10時00分)

委員長（鈴木一之君）開会を宣する。

○本委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

|         |                                                                                                                                                                             |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日 程 第 2 | 議第38号 村上市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定について、議第39号 村上市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定について及び議第40号 村上市乳児等通園支援事業に係る利用者負担額に関する条例制定についての3議案を一括議題とし、担当課長（こども課長 高橋 朗君）から説明を受けた後、質疑に入る。 |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(説 明)

|       |                                                                                                                                                                                            |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| こども課長 | おはようございます。初めに、議第38号は村上市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定についてであります。本案は、生後6か月から満3歳未満の保育園などに通園していない子供を保護者が就労条件を問わずに柔軟に利用できる制度として、本年令和8年4月1日からスタートする乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度の実施に当たり、事業所の認可に必要な設備や |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

職員の配置、運営などに関する基準を国に準じて定めるものであります。次に、議第39号は、村上市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定についてであります。本案は、議第38号と同様に、乳児等通園支援事業において公費給付を受ける事業所として実施、運営するための基準を国に準じて定めるものであります。次に、議第40号は村上市乳児等通園支援事業に係る利用者負担額に関する条例制定についてであります。本案は、村上市立保育園において実施する乳児等通園支援事業における利用者負担金に関し、必要な事項を定めるものであります。説明は以上であります。

(一括質疑)

- 上村 正朗 それでは、幾つか教えてください。説明どこかで、全員協議会か何かで受けたような気がするのですけれども、繰り返しになるかもしれませんけれども、ちょっと御容赦いただきたいと思います。こども誰でも通園制度、第38号、全体に係ることだと思えるのですけれども、たしか実施する保育園、公立5つというふうに記憶しているのですけれども、もう一回保育園名お聞かせください。
- こども課長 公立5つを予定しております。保育園名が、あらかわ保育園、みのり保育園、山辺里保育園、高南保育園、山北そらいろ保育園の以上5園となっております。
- 上村 正朗 一時預かり事業をやっているところと同じでしょうか。
- こども課長 そうです。
- 上村 正朗 それで、この基準を見ると、一般型と余裕活用型というのがあると思うのですけれども、村上の場合はどちらでしたっけ。
- こども課長 余裕活用型を予定しております。
- 上村 正朗 そうすると、余裕活用型というと、保育士等の、この事業を行うことに対する特別の配置というのはないということよろしいでしょうか。
- こども課長 そのとおりでございます。
- 上村 正朗 それで、ここには書いていないので、予算のほうで聞いたほうがいいのかもかもしれませんけれども、ここに出てくるからあれなのですから、国からの予算配置がなかなかあんまり大して来ないような、年齢に応じて1時間幾らみたいな感じで来るのかなと思うのですけれども、その財政の措置といいますか、国・県も来るのかもしれませんけれども、そこをちょっと概要を説明していただきたいと思います。
- 子育て支援室長 給付費に対して年齢に応じて単価が決まっておりますが、ゼロ歳児に関しては基本単価が、1回当たりの単価が1,700円、1歳、2歳児に関しては1,400円が基本単価となっております。
- 上村 正朗 それで、予算のほうの絡みになって大変申し訳ないのですけれども、一括で聞いたほうがいいのかと思うので。主要事業説明書を見ると、こども誰でも通園制度の実施ということで、138万予算を計上されていると思うのですけれども、今言ったことを…でも今言ったのは原資だから、予算としては138万というのはどこに使うものなのですか。
- 子育て支援室長 予算の積算上は、こちら今申し上げたゼロ歳児の基本単価1,700円、これに国では加算も設けており、加算が幾つか区分設けておりまして、その中に保護者との面談を行うとゼロ歳児に関しては、1回当たり1,700円に加算が設けられています。それを合わせた3,400円について、月当たり一応4時間、12か月、14人分で公立の予算は積算しております。

上村 正朗 今のは歳入の話ですよ。歳出で138万というのはどこに出すのか。もらったものを、余裕型だから、保育園の運営経費とか、そういうところで、この事業に充てるところの人件費に充てるという考え方なのでしょうか。

子育て支援室長 そのとおりでございます。おっしゃるとおりでございますして、人件費のほうに充当することを考えております。ほかにおやつを提供すれば、おやつ代にも充当するような考え方でおります。

上村 正朗 うちの孫もちょうど同じぐらいのがいて、今度は本通所するのですけれども、慣らし期間が10日ぐらいあるのですよね。10日ぐらい慣らし期間でいかないと保育園に慣れて、保育にスムーズに入っていけないという状況だと思うのですけれども、これは月10時間でぽおんと来るので、非常に子供にとってもストレスでしょうし、保育者にとっても非常に大変な事業、親、保護者にとっては便利なところもありますけれども、子供さん御本人と保育者にとっては、なかなか大変なところもあると思うのですけれども、これはニーズ的にはどのくらいあると見込んでいますか。できれば保育園ごとに教えていただければ。

こども課長 先ほど予算の積算の見積りでも御説明したとおり、14名程度というところなのですが、ただ他市の状況を見ますと、今年度7市ぐらい実施をしているのですが、いずれの市も登録者数が本当1桁台というところで、なかなか利用が少ないのかなというふうには考えております。

上村 正朗 これ直接施設、保育園さんと保護者さんが契約するというところになっているのかなと思うのですけれども、事前に子供さん連れてきて面談とか、ちょっと慣らすとか、そういう過程というのはあるのですか。

こども課長 事前に1回面談をする予定でおります。

上村 正朗 最後なのですけれども、ニーズがそんなにないということなのですけれども、本来に来たときには、さっき言ったとおり子供さんも、保育者さんも非常に大変なのだろうと思いますので、ぜひベテランの保育者さんの対応が必要なのかなと思いますけれども、村上の大事な、大事な子供さんですので、ぜひしっかり保育を実施していただければと思います。以上です。

川村 敏晴 同じ、こども誰でも通園制度の件なのですが、この誰でもというところに目線が行ってしまうのですけれども、私以前に何人かの方々に指摘されたり、行政のほうにも依頼かけてくれというような話が出たのが2人、3人目の里帰り出産、このときに幼児を連れてくるケースで、なかなか親御さんたちも小さい子をずっと見れないので、保育園入れてほしいと。期間的に1か月くらいになるのですが、なかなかその受入れがないというふうなことの話を幾つか関わったことがあるのですが、ようやくそういうのも対応できるのかなというふうなイメージで実はこのこども誰でも通園制度というところでぱっと浮かんできたのですが、よく見ると月の時間の制限だとかいろいろあるので、ここには該当しないのかどうかというところを、出産のために帰省したときに連れてくる自分のお子さん、県外の、他市のお子さんの対応は見れるのかどうかというところを聞かせていただけますか。

こども課長 このこども誰でも通園制度につきましては、通常の一時預かりと違いまして、子供の育ちのためにあるサービスとなります。今ほどの里帰り出産ということになれば、当然保護者の方の御都合になるかなと思いますので、そういった場合は一時預かりを利用するように御説明をしているような状況ですので、今回のような里帰り出産にこども誰でも通園制度に、利用はできなくもないとは思っているのですけれども、合致

しないのではないかなというふうに思っております。

川村 敏晴 今言った里帰り出産の一時預かり制度、この辺は、里帰り出産というのは事前に予定日というのは把握できるので、早めに予約すれば何とかなる、期間、私が携わったときは、出産の時期がずれてくると、年度途中なり云々すると、なかなか一時預かりも対応できないなんていうケースもあったのですが、現在その辺についてはどうなのでしょう。里帰り、一時預かりで対応が100%できているというふうな状況として理解していいでしょうか。

こども課長 100%対応できたかどうかは、すみません、今手元の資料ではちょっと確認できないので、後ほど報告させていただきたいと思います。

渡辺 昌 1点だけ教えてください。主要事業説明書の中に、月の利用時間、利用枠が10時間以内と書いてあるのですけれども、様々な利用の仕方あるのですけれども、この10時間というのはどういう考えでそういうふうになったのか教えてください。

こども課長 国の基準ということで、給付の対象の範囲内ということになります。

(議第38号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第38号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第38号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第39号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第39号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第39号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

(議第40号自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(議第40号討論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第40号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

|      |                                                                          |
|------|--------------------------------------------------------------------------|
| 日程第3 | 議第41号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（税務課長 永田 満君）から説明を受けた後、質疑に入る。 |
|------|--------------------------------------------------------------------------|

(説 明)

税務 課長

おはようございます。それでは、議第41号 村上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。本案は、村上市国民健康保険加入世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険税の、世帯別平等割を現行の2分の1に引き下げることにし、条例に所要の改正を行うものであります。また、国民健康保険に加入している未就学児につきましては、現在子育て支援の観点から、国の制度により当該被保険者に係る均等割について5割軽減の措置がなされているところでありますが、さらなる子育て支援の拡充を図ることとして、18歳未満、詳細に申しますと18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の均等割額を本市独自に全額減免とすることとして、条例に所要の改正を行うものであります。説明については以上でございます。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第41号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日 程 第 4**

議第42号 村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 土田 孝君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長

おはようございます。議第42号は、村上市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてであります。本市介護保険事業につきましては、村上市介護保険事業計画により、計画期間中の要介護者数の推移や介護サービスの給付量などを推計し、計画期間における事業量を算出の上、介護保険料の基準額を定めているところでありますが、令和6年度から令和8年度までの第9期計画において、介護サービスの見込み量と現時点までの給付量に大きな乖離が発生している状況にあることから、計画期間内ではありますが、第9期計画を変更し、令和8年度の介護サービス見込み量を下方修正したことに伴い、介護保険料基準額を改定したことから、条例に所要の改正を行うものであります。説明は以上であります。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第42号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

**日 程 第 5** 議第43号 村上市民の命の大切さと心の絆を深める条例及び村上市民の命の大切さと心の絆を深める自殺対策検討委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（保健医療課長 押切和美君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 では、議第43号は、村上市民の命の大切さと心の絆を深める条例及び村上市民の命の大切さと心の絆を深める自殺対策検討委員会条例の一部を改正する条例制定についてであります。本案は、自殺対策基本法が改正され、新たに学校の責務規定が加えられたことに伴い、関係する条例に所要の改正を行うものであります。以上となります。

(質 疑)

上村 正朗 幾つか教えてください。この条例制定に、この議案については全く反対するものではありませんけれども、関連で、初日の本会議だったでしょうか、令和6年度の実態ということで、15人の方がお亡くなりになったという説明があったかと思えますけれども、この15人というか、令和7年度も含めてでもいいのですけれども、自死を選んだ方の分析っていいいますか、原因の分析とか、今後の対策とか、そういったことでちょっとお聞かせいただきたいと思えます。

保健医療課長 自殺死亡者数につきましては、年統計になっておりまして、令和6年は15名ということですし、令和7年は暫定ですけれども、16名ということ、ちょっと今高止まりといえますか、減っていない傾向にあります。自殺された方の年齢構成を見ますと、村上市の課題としましては、高齢者と働き盛りの男性というところが明らかになっておりまして、高齢者に関しましては健康問題とかが要因となっておりますし、働き盛りの関係ですと経済問題だとか、職場の問題とかというふうになっております。ただ、ここ最近の、令和7年の傾向なのですけれども、年齢も若い方たちにも自殺された方も見られていることから、その辺もちょっと課題になってきているところです。ただ、やはり大きな課題としては、高齢者というところがありますので、市としましては高齢者を対象に普及、啓発を図りましたし、自殺対策検討委員会、関係者の方含めた委員会がありますけれども、そこで今年は高齢者向けのリーフレットとかを作成しまして、そちらを配布等を行っております。あと、若い方たちについては、むらかみ情報ナビとかで発信をしまして、何か問題があればちょっと相談してねとか、そういうふうなことを行っていますし、あとゲートキーパー養成講座も引き続き実施することで、周りで早めに異変を気づいて相談してねというところの普及、啓発を努めていきたいと思っております。

上村 正朗 毎年15人前後ということだと思うのですけれども、この中で相談機関とか、支援機関に既につながっていた方の割合というのは、大体で結構ですけれども、どんなものでしょうか。

保健医療課長 具体的に15名、16名の方が実際どなたかというところにつきましては、把握十分で

きないところがありますので、その方たちが実際相談につながっていたかについて  
もちょっと把握はできない状況にあります。

上村 正朗 統計とか、そういうことでなかなか難しいのでしょうかね。分かりました。ありが  
とうございました。

渡辺 昌 以前聞いたことあるかもしれないですけども、自殺される高齢者、独り暮らしの  
方よりも、家族のある方が多いような話聞いたのですけれども、市内の方もそうい  
う傾向でしょうか。

保健医療課長 同居されている方が多いという傾向にはあります。同居人ありのほうが多いですけ  
れども、令和6年に関しましては、同居人なしという方もちょっと増えてきている  
ようなところもありますので、その辺また今後も注視していく必要があるかと思  
います。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第43号は、起立  
全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第6** 議第44号 村上市児童館条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長（こ  
ども課長 高橋 朗君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

こども課長 議第44号は、村上市児童館条例を廃止する条例制定についてであります。本案は、  
市内の4つの児童館の機能を子育て支援センターへ集約することに伴い、令和7年  
度末をもって児童館を廃止し、併せて関係する条例を改正するため、条例を制定す  
るものであります。説明は以上であります。

(質 疑)

上村 正朗 この条例制定について反対するものではありませんけれども、そもそも児童館の児  
童福祉法上の位置づけとしては、児童福祉法に基づきゼロ歳から18歳未満の全ての  
子供に健全な遊びの場を提供し、健康増進や情操を豊かにすることを目的とした無  
料の児童厚生施設だと。児童厚生施設という位置づけで、新潟市なんか秋葉区に、  
今まで秋葉区に児童館がなかったものですから、新たにこれから児童館を設置して、  
こういう児童厚生施設としての活動をこれからやるという市町村もあるわけので、  
今言った子育て支援センターの機能で代替できる児童館の廃止はいいのですけ  
れども、本来の、もっと小学生とか、中学生とか、高校生とか、そういう方の余暇  
活動といいますか、そういったことも含めたことを法律上はそもそも想定している  
のだと思うのですけれども、児童館ということ、そういうくくりではなくても、ほ  
かの活動でも全然いいと思うのですけれども、こども課さんとしては、そういう役  
割について、そういう機能についてどういうふうに組み立てていくというか、つく  
っていかうというか、今もできているのかもしれないけれども、その辺について



- お聞かせいただければと思います。
- こども課長 村上市の児童館の実態につきましては、未就園児の利用がほぼほぼあったような感じだったので、それで支援センターに機能移転をするという方向性を示させてもらいました。小学校、中学校、高校生というところのサービス、サービスといいますか、そういう活動についての支援については、当然こども課だけではなかなか難しいところもありますので、関係課と併せて協議しながら、別な方法について検討はしていきたいというふうに思っております。
- 上村 正朗 子供の関連の、子ども・子育ての計画とかというのは、来年度つくったりするのはなかったでしたか。まだ計画年度は先でしたっけ。
- こども課長 昨年度、こども計画を策定して、5か年計画で進んでおります。ただ、内容につきましては、随時見直しも行っておりますし、実績を踏まえて、今後の見込み等の修正を行っておりますので、その辺は随時修正を行っているような状況でございます。
- 上村 正朗 我々が子供だった50年前は、そういうことを行政が一々お膳立てしなくても、周りにいっぱい子供がいる時代でしたけれども、今各集落に1人しかいないとか、周りに同世代の遊べる子供さんがいらっしゃらないもう時代になってしまったので、行政とか、NPOとか、そういうことも含めてそういった場をやっぱり意識的に、計画的に用意していかないと、なかなか難しい時代になったと思いますので、計画の途中ではあっても、ぜひ随時そういう形で豊富化していただければなと思いますが、いかがでしょうか。
- こども課長 今委員御指摘の内容につきまして検討はしていきたいと思ひますし、また神納東小学校の跡地でもいろんな体験をできるスペースを検討しておりますので、そういったところを含めて様々なことについて検討していきたいというふうに考えております。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第44号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日 程 第 7** 議第45号 生きがいデイサービスセンター山北ほたるの家条例を廃止する条例制定についてを議題とし、担当課長（介護高齢課長 土田 孝君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 議第45号は、生きがいデイサービスセンター山北ほたるの家条例を廃止する条例制定についてであります。本施設につきましては、旧山北町が昭和43年9月に中継へき地保育所として開設いたしました。が、平成12年3月末に保育所を閉園、その後は介護予防事業の実施を目的として生きがいデイサービスセンターとして開設し、平成18年度からは中継集落を指定管理者として施設を運営してまいりました。近年は、介護予防事業での利用が少なく、また公共施設マネジメントプログラムに基づきま

して、このたび集落との合意を得て、指定管理期間を満了する令和7年度末をもって当該施設を廃止することとしたものであります。説明は以上でございます。

(質 疑)

長谷川 孝 利用者というのは、どのぐらいいたのでしょうか。  
介護高齢課長 令和6年度の指定管理事業の報告によりますと、地域の茶の間として5日間開催し、延べで35人。老人クラブ、8回御利用されて、延べで81人。子ども会育成会、4回開催されておりまして、延べで72人。あと、介護予防教室、こちら10回開催しておりまして、延べで59人の御利用がございまして、延べでトータルしますと247人の御利用でございました。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第45号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日 程 第 8** 議第57号 令和7年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とし、担当課長（保健医療課長 押切和美君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 それでは、議第57号 令和7年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明いたします。歳入歳出予算の総額からそれぞれ500万円を減額し、トータル55億9,270万円とするものとなります。歳入について説明いたします。7ページ、8ページを御覧ください。6款1項1目ですけれども、こちらは説明欄1、国民健康保険事業財政調整基金運用収入となります。7款1項1目、説明欄1につきましては、出産数の決算見込みによる減額となります。9款1項1目につきましては、決算見込額による減額となります。続きまして、歳出ですけれども、次のページ、9ページ、10ページを御覧ください。2款4項1目ですけれども、こちらは説明欄1、出産育児一時金につきましては、出産数の見込額による減額となります。5款1項1目につきましては、財政調整基金の積立金となります。あと、8款1項1目は予備費となります。説明は以上となります。

(質 疑)

上村 正朗 1つ教えてください。出産一時金なのですけれども、当初予算が1,050万でしたよね。当初予算の説明のときに、課長が期待を込めて1,050万ということだったのですけれども、結局何人の見込みが何人になったのかということ、人数で教えていただきたいと思います。

保健医療課長 予算は21名ということで計上しましたがけれども、実際今年度は現在5名ということとなっております。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第57号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日 程 第 9** 議第58号 令和7年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とし、担当課長(保健医療課長 押切和美君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 議第58号 令和7年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について説明いたします。歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億7,340万円とするものとなります。歳入につきましては、7ページ、8ページを御覧ください。歳入につきましては、1款1項1目ですけれども、こちらは現年度分の負担金の精算による増額となります。歳出につきましては、次のページ、9ページ、10ページを御覧ください。2款1項1目、こちら納付金になりますけれども、こちらは精算予定額による増額となります。説明は以上です。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第58号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日 程 第 10** 議第59号 令和7年度村上市介護保険特別会計補正予算(第3号)を議題とし、担当課長(介護高齢課長 土田 孝君)から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 それでは、議第59号 令和7年度村上市介護保険特別会計補正予算(第3号)について説明いたします。歳入歳出にそれぞれ260万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ88億3,810万円にしようとするものであります。今回の補正の内容につきましては、主に準備基金運用収入の増額となります。資料の7ページ、8ページを御覧いただきたいと思います。歳入について御説明いたします。7款財産収入、1項財産運用収入、説明欄1、介護保険給付等準備基金運用収入263万9,000円につきましては、準備基金の運用による収入となります。8款繰入金、1項一般会計繰入金、説明欄1、事務費等繰入金3万9,000円の減につきましては、端数調整によるもので

す。歳入の説明は以上でございます。続きまして、9ページ、10ページを御覧ください。歳出について御説明いたします。5款基金積立金、1項基金積立金、説明欄1、介護保険給付等準備基金積立金263万9,000円につきましては、準備基金の運用益を基金に積み立てるものであります。8款予備費、1項予備費、説明欄1、予備費3万9,000円の減につきましては、端数調整によるものです。歳出の説明は以上でございます。

(質 疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第59号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第11** 議第12号 令和8年度村上市国民健康保険特別会計予算を議題とし、担当課長（保健医療課長 押切和美君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長 それでは、議第12号 令和8年度村上市国民健康保険特別会計予算について説明いたします。予算の総額は、55億5,000万円で、前年比プラス0.7%の4,000万円の増額となります。増額の理由としましては、医療費の伸びが上昇傾向にあることや診療報酬改定を見込んで保険給付費が増加となることが挙げられます。被保険者数につきましては、令和8年度は6,686世帯、被保険者数は9,305人、前年度比マイナス632人と見込んでおります。歳入の主なものを説明いたします。251、252ページを御覧ください。1款国民健康保険税につきましては、子育て世帯への経済的負担軽減のため、18歳未満に係る均等割額の全額免除と国民健康保険加入世帯の負担軽減を図るため、世帯別平等割額の半額免除を実施することから減額となりました。4款国庫補助金につきましては、システム改修や子ども・子育て支援金制度の周知に係る補助金となります。次のページになりますけれども、5款県支出金、1項1目保険給付費等交付金の1節、説明欄1、交付金は、市町村が支出する保険給付費のうち審査支払い委託料の一部、葬祭費を除いた費用を県が全額補填するもので、県が示す給付費の推計額を計上しております。7款、基金繰入金ですが、3,900万円を繰り入れます。続きまして、歳出の主なものを説明いたします。259、260ページを御覧ください。2款保険給付費ですが、1項療養諸費、2項高額療養費は、ともに増額を見込んでおります。次のページ、3款国民健康保険事業納付金につきましては、被保険者数の減少により減額となっております。次のページ、263、264になりますけれども、保健事業費につきましては、人間ドック費用助成額の増額や、新たにモデル的に尿中アルブミン及び1日塩分推定量検査としまして尿検査業務委託料などにより増額となっております。説明は以上となります。

(質 疑)

上村 正朗      では、1点だけ。259、260の高額療養費の関係なのですが、今はこの予算でいいと思いますけれども、今国のほうで高額療養費の限度額を上げるなんていう、ちょっとどうかなという改正も考えているみたいなのですが、あれは当然この国保にも関係する話なのですよね。そうすると、高額療養費は逆に会計としては下がるということなのではないでしょうか。

保健医療課長    高額療養費ですよね。国が考えている高額療養費は、自己負担額が一応上がるような想定になっておりますし、今回の予算でも高額療養費につきましては、上がるのではないかと見込んでおります。

上村 正朗      では、制度改正があるということで見込んでいるわけではないのですよね。これからですよね。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第12号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日 程 第 12**    議第13号 令和8年度村上市後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、担当課長（保健医療課長 押切和美君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

保健医療課長    それでは、議第13号 令和8年度村上市後期高齢者医療特別会計予算について説明いたします。予算の総額は11億4,800万円とし、前年度比1億9,100万円の増額となります。令和8年度の被保険者数は、前年度比245人増加の1万3,119人を見込んでおります。それでは、歳入から主なものを説明いたします。279、280ページを御覧ください。1款1項後期高齢者医療保険料は、昨年と比べまして増額となっておりますが、これは保険料率の引上げや被保険者数の増加、子ども・子育て支援金制度によるものとなります。5款諸収入の5款3項1目の雑入につきましては、例年どおりの補助金となっております。続きまして、歳出になります。次のページ、281、282ページとなります。歳出の主なものについて説明いたします。3款の保健事業費ですが、こちらは人間ドック助成額の引上げにより増額となっております。説明は以上となります。

(質 疑)

長谷川 孝      今回村上市で人間ドックの助成を後期高齢者でもやるということになったわけなのですが、ほかの広域連合議会か何かでその評価とか、そういうのは聞いていませんか。

保健医療課長    特に伺ってはいないです。

渡辺 昌      人間ドックの申込者というのは、この金額は、自分のところも申し込んだのがおと

といか来たのですけれども、申込者の実数ってどのくらいでしょうか。

保健医療課長 市民健康調査等によりまして、今現在、2月20日現在なのですけれども、後期高齢者の人間ドックの申込者数は507名ということで、前年、令和7年度申し込んだ方が525ということになりますので、令和8年度、今の段階では507となっております。ただ、皆さん年度始まりましていろいろ健診が始まった段階で、また新たに申し込んでこられる方もいらっしゃるかとは思いますが、現在のところ507の申込みとなっております。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第13号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第13** 議第14号 令和8年度村上市介護保険特別会計予算を議題とし、担当課長（介護高齢課長 土田 孝君）から説明を受けた後、質疑に入る。

(説 明)

介護高齢課長 それでは、議第14号 令和8年度村上市介護保険特別会計予算につきまして御説明をいたします。290ページを御覧ください。令和8年度の介護保険特別会計につきましては、歳入歳出それぞれ84億9,000万円といたしまして、昨年度を1億7,300万下回る予算となっております。続きまして、歳入の主なものについて御説明申し上げます。296ページ、297ページを御覧ください。1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料15億2,187万6,000円であります。前年度当初予算と比べ5,220万円の減です。主な理由の一つといたしましては、令和8年度の介護保険料基準月額を6,300円から6,000円に改定したことによる減額がございます。続きまして、2款分担金及び負担金、1項1目1節利用者負担金、説明欄1、給食サービス事業負担金525万4,800円は、1食300円の利用者負担金を見込んだものでございます。説明欄3、一般介護予防事業利用者負担金57万円につきましては、上海府コミュニティセンターを会場に実施される介護予防教室とあかまつ荘を会場に行われる介護予防事業、あかまつクラブの参加者の負担金となります。続きまして、2節市町村負担金、備考欄1、介護認定審査会費負担金462万円は、村上市、関川村及び栗島浦村において共同設置している介護認定審査会の関川村437万円及び栗島浦村25万円の事務費負担金であります。3款使用料及び手数料については、省略をさせていただきます。4款国庫支出金は、歳出予算額に対する国の負担額を計上しております。続きまして、298ページ、299ページを御覧ください。5款支払基金交付金につきましては、4款国庫支出金と同様の考えで計上しております。6款県支出金につきましても、4款国庫支出金と同様の考えで計上しております。7款財産収入は、介護保険給付等準備基金運用収入であります。8款繰入金は、歳出予算額に対する本市の負担額を計上しております。続きまして、300ページ、301ページを御覧いただきたいと思います。9款、10款につきましては、説明を省略をさせていただきます。歳入の説明は

以上となります。続きまして、歳出の主なものについて御説明させていただきます。302ページ、303ページを御覧ください。1款総務費、2項1目賦課徴収費、説明欄1、賦課徴収経費455万9,000円につきましては、介護保険料の帳票等印刷及び封入封緘業務委託料を計上したため、前年度予算と比較しまして150万4,000円の増となります。3項1目認定調査会費2,621万9,000円につきましては、前年度に比べ588万円の減ですが、令和7年度にシステム標準化によるシステム改修が完了したことによるものです。以下につきましては、例年同様のため、省略をさせていただきます。続きまして、304ページ、305ページを御覧いただきたいと思います。2款保険給付費は80億3万8,000円で、前年度当初予算に比べ1億8,787万7,000円、2.3%の減となります。令和8年度の介護報酬臨時改定も見込んだところでありますが、要支援者認定者の割合増による影響、また認知症対応型共同生活介護等サービス事業所の廃止等の影響により減額となるものであります。1項介護サービス等諸費は、73億8,594万5,000円であります。続きまして、ページを飛ばさせていただきます、308ページ、309ページを御覧いただきたいと思います。2項介護予防サービス等諸費は、1億7,199万1,000円です。3項その他諸費は、国保連に支払う審査支払手数料ですが、492万5,000円を計上しております。続きまして、310ページ、311ページを御覧いただきたいと思います。4項高額介護サービス等費は1億7,066万円です。5項高額医療合算介護サービス等費は1,700万円です。6項、施設入所者等の食費、居住費の補足給付となる特定入所者介護サービス等費は2億4,951万7,000円であります。続きまして、312ページ、313ページを御覧いただきたいと思います。3款地域支事業費は2億111万2,600円であります。1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、説明欄1、介護予防・生活支援サービス事業費1億2,992万円、9行目、通所型介護予防事業委託料326万円につきましては、各地区で行う通所型介護予防事業であります。13行目、元気応援訪問サービス事業費負担金と、14行目、元気応援通所サービス事業費負担金は、要支援1、2と認定された方が利用する訪問介護、通所介護サービス事業の費用です。要支援認定者数の増加から、前年度予算に対し、通所サービス事業費につきましては468万円の増を見込んでおります。2目、説明欄1、介護予防ケアマネジメント事業経費1,281万3,000円、8行目、介護予防ケアマネジメント委託料748万8,000円につきましては、要支援1、2の方の介護予防サービス計画作成を居宅介護支援事業所へ委託するための費用となります。314ページ、315ページを御覧いただきたいと思います。前のページからの続きになるのですが、上から2行目の介護予防ケアマネジメント負担金16万円につきましては、市外の施設などで生活されているものの、村上市が保険者となっている方の介護予防ケアマネジメントに係る費用でございます。2項1目一般介護予防事業費、説明欄1、介護予防把握事業経費535万7,000円につきましては、地域からの情報提供や介護予防事業などを通じて得た情報を基に、虚弱な高齢者を介護予防活動へつなげる事業でございます。説明欄2、介護予防普及啓発事業1,753万1,000円、4行目、通所型介護予防事業委託料1,152万1,000円につきましては、市内5地区で総合型スポーツクラブに介護予防教室などを委託して実施するための費用でございます。説明欄3、地域リハビリテーション活動支援事業経費31万9,000円につきましては、高齢者の自宅や高齢者が利用する事業所において、理学療法士が行うリハビリの指導や評価を行う事業であります。3項1目権利擁護事業費から316ページ、317ページの4目地域ケア会議推進事業費までは、前年度と同様であるため、説明を省略させていただきます。

きます。続きまして、5目任意事業費でございます。説明欄1、任意事業経費2,826万8,000円、3行目、労働者派遣手数料は、山北地区の給食サービスにおいて、配達を行う人の費用となります。6行目、給食サービス事業委託料1,954万7,000円につきましては、延べ1万9,814食の給食に対する市の費用負担となります。8行目、認知症対応型共同生活介護利用者負担軽減助成金732万円につきましては、認知症高齢者グループホーム入居者の家賃に対する助成金であります。4項1目介護予防・日常生活支援総合事業費審査支払経費26万8,000円につきましては、元気応援訪問サービス及び元気応援通所サービスの給付費の審査支払いを国保連に委託する費用であります。4款保健福祉事業費は4,761万6,000円です。1項1目在宅生活高齢者介護手当支給事業費、説明欄1、在宅生活高齢者介護手当支給事業経費1,620万につきましては、要介護3以上の高齢者を介護する同居の御家族等に対し、月3,000円を支給する事業であります。続きまして、318ページ、319ページを御覧いただきたいと思っております。2目高齢者紙おむつ購入費助成事業費、説明欄1、高齢者紙おむつ購入費助成事業経費2,033万4,000円につきましては、要介護3以上の紙おむつが必要な高齢者に対し、月3,000円を支給する事業であります。3目訪問介護事業所支援事業費、説明欄1、訪問介護事業所支援事業経費1,108万2,000円につきましては、令和6年度から開始した訪問介護事業所への運営費支援と車の燃料費支援であります。5款基金積立金から8款予備費につきましては、例年同様のため、説明を省略させていただきます。説明は以上でございます。

(質 疑)

- 上村 正朗 歳入のほうから、296ページなのですけれども、聞き落としたのかもしれませんが、第1号被保険者の数というのは、今年の数、昨年と今年度でどのくらいなのか分かりますか。
- 介護高齢課長 令和8年1月末で2万1,586名でございます。それで、昨年度はちょっと年度末の数字で出ている数字が令和7年3月末なのですけれども、2万1,798名でございます。
- 上村 正朗 歳出のほうで305ページで、全体として保険給付費減っているのですけれども、居宅介護サービス給付費で認知症の共同介護とか、いろんなものが廃業になった例もあると思うのですけれども、例えば居宅介護サービス給付費で5,200万ほど減っていますけれども、その理由というか、原因、さっきもちょっと説明はあったように思いますけれども、いかがでしょう。
- 介護高齢課長 居宅介護に限ったことではないところなのですけれども、一応全体的に給付費が下がった原因といたしまして、認定者数、あと高齢者の数につきましては、ほぼ横ばいということで推移はしているのですけれども、介護度につきまして、軽い介護度の方が増えている傾向にございます。軽い介護度の方が増えるということでありまして、やはりサービスの利用が、同じサービスを利用されても単価が安くなったりとか、あとはまたは今委員おっしゃったように、居宅でサービスを受けられる方が施設に入られる方に対して増えているということは挙げられると思うのですけれども、ただ、その話をいたしますと居宅サービス費が上がるのではないかということになるのですけれども、一応分析といたしましては、軽い方が増えておりまして、そのサービス単価が低くなっているということが挙げられると思います。
- 上村 正朗 介護度が低い人が増えるのは非常にいいことなのですけれども、何か原因というか、介護予防事業の成果とか、いろいろ健康増進の活動の成果とか、そういうことなの



- でしょうか。
- 介護高齢課長 私たちも介護予防事業に力を入れさせていただいておりまして、そちらのほうの成果が上がっているということも一つ考えているところでございますし、また昨今やはり市民の皆様が健康志向をお持ちの方が増えていらっしゃると思いますので、そちらのほうでの御自分での努力といえますか、そのことが介護度の低くなることにつながっているものと考えております。
- 上村 正朗 続いて、306ページなのですけれども、同じような感じなのですが、5目の施設介護サービス給付費、これも7,000万ほど予算が減っているわけなのですけれども、これはどんなか、これもやっぱり要介護度が低い人が入っていたりするのでしょうか。
- 介護高齢課長 おっしゃるとおり、やはり入っていらっしゃる方の介護度が低くなってきているということが一つに挙げられますし、また先ほど御説明の中で、事業所がやめられるということも昨年度はございまして、そのような影響も若干ございます。
- 上村 正朗 介護度が低くなって、自立度が高くなって、介護サービス給付費が減るということ自体は、そういういい理由で減るというのはいいことなのですけれども、逆に言うと介護サービス事業所さんが非常に大変収入は減るわけですので、その辺のぜひ目配りを、言わなくてもしていらっしゃると思いますけれども、よろしく願いしたいと思います。これ答弁要りませんので。
- 鈴木委員長 303ページ認定審査関連であります、先ほども副委員長からも類似のお話をいただいたのですが、私は認定地審査会の状況というか、特老をはじめとする施設入所を待つ方とか、介護認定を改めていただく介護認定の状況、常にその辺りの認定審査会の月の中で随時開催をされておるのか、まとまった形の中での審査等々があるのか、そしてまたそれによって区分変更も含めた形の中で今の状況をお聞きさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
- 介護保険室長 介護認定審査会につきましては、合議体が7合議体ありまして、月2回ずつ14回、1回当たり27名を上限に開催しております。最新の2月末時点の今年度の申請認定内訳ですけれども、更新が2,046件、新規が854件、区変が531件、合計で3,431件となっております。
- 鈴木委員長 なかなかその辺りの審査の決定を待つ、そしてからそれぞれ入所判定をということで、今現在やはり特養をはじめとする施設、多いところで百何十人という待機の方もあったり、その辺りもありまして、申請すれば早くという形ではなくて、それぞれの容体、併せて家庭の事情とかを鑑みながら入るという状況でありますのですが、その中でショートが続けたりとか、ロングが続けたりと、なかなか在宅ができないものですので、その辺りが本当に逼迫している状態でありますので、その辺りも頻度を増やすことによって、また、でも登録される方の順序、順序で、その施設等で入所をかなっておるのかなと思っているのですが、なかなかじれったいところもありまして、正直申し上げまして。そんな中で在宅をということではありますが、なかなか在宅はできないものですので、つなぎ、つなぎの現状でありますので、その辺りも鑑みいただきながら、入所できるのには、空きがなければ入所できないというののもあれでありますし、介護院とか、ほかの施設等々も連携をしながら、一時待機の中で組み合わせていければなと思っておるのですが、その辺りも含めていかがでしょうか。
- 介護高齢課長 施設につきましては、今おっしゃるように当然施設に空きが出ないと次の人が入れないという状況もございまして、待機者の方はやはり少なからずいらっしゃいます。

待機者の数につきましても、やはり施設によっても違いがございまして、当然入られる方の御希望もあるので、そういう状態が生じているところでございます。あとは、ほかのサービスもおっしゃるとおりでございますので、その辺につきましましては、プランを立てるケアマネジャーさんとかとも連絡協議会等を開いて情報交換等させていただいておりますので、その中でも周知徹底を図ってまいりたいと思います。

(自由討議)

(「なし」と呼ぶ者あり)

(討 論)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上のとおり質疑、自由討議、討論を終結し、起立による採決を行った結果、議第14号は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上のとおり本委員会に付託された案件の審査を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め、閉会する。

委員長（鈴木一之君）閉会を宣する。

(午前11時15分)